

「平成 21 年(ワ)第 7718 号 特許権侵害差止等請求事件」に関する情報

基本的な説明:

当社の所有する特許第 4111382 号は、平成 14 年 10 月 31 日に出願され「側面に周方向に沿った切り込みを設けた切餅」に関するもので、佐藤食品工業株式会社の切り餅製品は、この特許を採用しつつ上下面にも切り込みを入れたもので、この製品の製造・販売行為はこの特許権を侵害していると判断し、特許権侵害差止等請求事件を請求しているものです。当社ではこの他に 3 件の関連特許を取得しています。

提訴に至るまでの経緯:

- 平成 20 年 7 月 8 日 当社から内容証明郵便により「通知書」(第 1 回)を送達する。
- 平成 20 年 7 月 16 日 佐藤食品工業から「側面に切り込みはあるが、上下面にも切り込みがあるから特許権を侵害していない旨」の回答書を受理。
- 平成 20 年 8 月 5 日 当社から内容の詳細を説明した「再通知書」(第 2 回)を送付。
- 平成 20 年 8 月 21 日 佐藤食品工業から「当社の主張が不当であり、侵害していない旨の 4 項目を主張した回答書」を受理。
- 平成 20 年 10 月 6 日 当社から佐藤食品工業の主張する 4 項目に関して説明し、侵害行為の中止を要請する「通知書」(第 3 回)を送付。
- 平成 20 年 10 月 27 日 佐藤食品工業から「特許権を侵害していない、販売も中止しない」旨の回答書を受理。その後、双方代理人間で本件に関する解決のための交渉開始。
- 平成 21 年 1 月 27 日 佐藤食品工業が特許庁に対して判定請求を行う。
- 平成 21 年 3 月 11 日 交渉に進展が見られず、両者の主張が全くかみ合わないことから、正当性を法の判断に委ねることとし、東京地方裁判所 民事第 46 部 D 係に「特許権侵害差止等請求事件」を請求。

特許無効審判の経緯:

- 平成 22 年 6 月 8 日 佐藤食品工業が特許第 4111382 号の無効審判事件(無効 2009-800168)を請求し、特許庁は、「請求人の主張する理由及び証拠によっては、本件特許を無効とすることはできない。」と審決。
- 平成 22 年 7 月 16 日 佐藤食品工業は上記の審決を不服として知的財産高等裁判所第 3 部に、「平成 22 年(行ケ)第 10225 号 審決取消請求事件(特許)」を請求。

特許権侵害差止等請求事件に関する補足説明:

この度(平成 22 年 11 月 30 日)、東京地方裁判所 民事第 46 部において、遺憾ながら当社の主張は認められず、当社の請求を棄却するとの判決を受けました。しかしながら、当社の発明の切餅は、「側面に周方向に沿った切り込みを設けた切餅」であり、たとえ上下面に更に切り込みが入っていても、当社の発明の側面切り込みによりふっくらと焼き上がることには変わりがないと考えていますので、今後判決内容を精査し、上級審の判断を仰ぐことを検討しています。

以上

平成 22 年 11 月 30 日 越後製菓株式会社